

第 70 回全国植樹祭愛知県実行委員会会則（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この会は、第 70 回全国植樹祭愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 実行委員会は、「第 70 回全国植樹祭」（以下「全国植樹祭」という。）を「愛知の誇るものづくりの伝統と文化」、「森と緑づくりや木づかい」など、本県の魅力や取組を全国に発信する絶好の機会とし、愛知県ならではの特色ある、有意義な大会とするため、開催に必要な事業を行うことを目的とする。

（事 業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- （1）全国植樹祭の開催に必要な計画及び運営に関すること。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （3）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組 織

（構 成）

第 4 条 実行委員会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

（職 務）

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、会長が必要と認める事項について相談に応ずるものとする。

(任 期)

第6条 任期は、第17条第1項の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、特別な事情が生じたときは、その職を解くことができ、必要に応じて補充することができる。

(報 酬)

第7条 報酬は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 前項ただし書の規定により報酬を支給する場合には、愛知県職員の例に準じて支給することとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総 会)

第9条 総会は、委員並びに監事及び参与をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の改廃に関すること。

(2) 全国植樹祭の計画及び運営の基本的事項に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(4) 専門委員会へ付託する事項に関すること。

(5) その他全国植樹祭の開催に関し重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができるものとする。

5 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、

意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

(幹事会)

第11条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

2 幹事長は、愛知県農林水産部農林基盤局長をもって充て、幹事会の総括を行う。

3 副幹事長は、幹事長が指名し、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき及び幹事長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。

4 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。

5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

6 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。

(3) 第9条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

7 幹事会は、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

8 第9条第4項から第6項までの規定は、幹事会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

9 前8項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、専門委員長及び専門委員(以下「専門委員等」という。)をもって構成し、専門委員等は会長が委嘱する。

2 専門委員等の任期は、会長が定める。

3 専門委員会は専門委員長が招集し、その議長となる。

4 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議し、

決定する。

5 専門委員会は、前項に掲げる事項を調査及び審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

6 前5項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を愛知県農林水産部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、愛知県の財務に関する諸規程に準ずるものとする。

第6章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成され、事業報告を行った後に、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、愛知県に帰属するものとする。

第7章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、

会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

別表1(第4条関係)

区分		構成員
委員	会長	愛知県知事
	学識 経験者 ※	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
		名古屋大学大学院生命農学研究科准教授
		日本福祉大学健康科学部福祉工学科教授
	経済 ※	愛知県経営者協会会長
		愛知県商工会議所連合会会長
		愛知県商工会連合会会長
		愛知県商店街振興組合連合会理事長
		愛知県信用金庫協会会長
		愛知県中小企業団体中央会会長
		中部経済同友会代表幹事
		一般社団法人中部経済連合会会長
		一般社団法人名古屋銀行協会専務理事
		名古屋市商店街振興組合連合会理事長
		公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会会長
		農林水産 ・建設 ※
	愛知県花き温室園芸組合連合会会長	
	愛知県花き市場組合理事	
	愛知県漁業協同組合連合会代表理事会長	
	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事理事長	
	一般社団法人愛知県建設業協会会長	
	愛知県森林協会会長	
	愛知県森林組合連合会代表理事会長	
	一般社団法人愛知県造園建設業協会会長	
	公益社団法人愛知建築士会会長	
	愛知県内水面漁業協同組合連合会会長	
	愛知県農業協同組合中央会会長	
	一般社団法人愛知県木材組合連合会会長	
	公益社団法人愛知県緑化推進委員会理事長	
	愛知県緑化木生産者団体協議会会長	
愛知県林業種苗協同組合理事長		
愛知豊明花き流通協同組合理事長		
愛知名港花き卸売事業協同組合理事長		
名古屋生花小売商業協同組合理事長		
一般社団法人日本木工機械工業会理事長		

※のついている区分は、「五十音順」で記載

別表1(第4条関係)

区分		構成員
委員	市民・福祉・教育※	愛知県公立高等学校長会会長
		愛知県私学協会会長
		社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長
		愛知県小中学校長会会長
		愛知県女性団体連盟会長
		愛知県特別支援学校長会会長
		一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟連盟長
		一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟理事長
	観光・運輸※	一般社団法人愛知県観光協会会長
		愛知県タクシー協会会長
		一般社団法人愛知県トラック協会会長
		公益社団法人愛知県バス協会専務理事
		中部国際空港株式会社代表取締役社長
		東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長
		名古屋タクシー協会会長
		名古屋鉄道株式会社代表取締役社長
	国・自治体等	林野庁中部森林管理局長
		愛知県市長会会長
		愛知県町村会会長
		名古屋市長
		尾張旭市長
		愛知県議会議長
		愛知県議会農林水産委員会委員長
		愛知県副知事
		愛知県政策企画局長
		愛知県総務部長
		愛知県振興部長
		愛知県県民生活部長
		愛知県環境部長
		愛知県健康福祉部長
		愛知県産業労働部長
		愛知県農林水産部長
		愛知県農林水産部農林基盤局長
愛知県建設部長		
愛知県教育委員会教育長		
愛知県警察本部長		
愛知県県有林事務所長		
監事	愛知県会計管理者	
	尾張旭市会計管理者	

※のついている区分は、「五十音順」で記載

別表1(第4条関係)

区分	構成員
参 与 ※	愛知県ケーブルテレビ協議会会長
	株式会社朝日新聞社名古屋本社名古屋本社代表執行役員
	伊勢新聞社名古屋支社名古屋支社長
	株式会社エフエム愛知代表取締役社長
	株式会社花卉園芸新聞社代表取締役
	株式会社岐阜新聞社名古屋支社執行役員名古屋支社長
	一般社団法人共同通信社名古屋支社名古屋支社長
	株式会社建通新聞社中部支社常務取締役中部支社長
	株式会社産業経済新聞大阪本社編集局中部総局総局長
	株式会社時事通信社名古屋支社支社長
	株式会社静岡新聞社名古屋支社支社長
	株式会社ZIP-FM代表取締役社長
	信濃毎日新聞株式会社名古屋支社名古屋支社長
	株式会社CBCテレビ代表取締役社長
	株式会社CBCラジオ代表取締役社長
	中京テレビ放送株式会社代表取締役社長
	株式会社中日新聞社代表取締役社長
	株式会社中部経済新聞社代表取締役社長
	テレビ愛知株式会社代表取締役社長
	東海テレビ放送株式会社代表取締役社長
	株式会社東海日日新聞社代表取締役社長
	東海ラジオ放送株式会社代表取締役社長
	名古屋テレビ放送株式会社代表取締役社長
	株式会社日刊建設工業新聞社名古屋支社取締役支社長
	株式会社日刊建設通信新聞社中部支社支社長
	株式会社日刊工業新聞社名古屋支社執行役員名古屋支社長
	株式会社日刊木材新聞社代表取締役社長
	株式会社日本経済新聞社名古屋支社常務執行役員名古屋支社代表
	株式会社日本農業新聞中部支所中部支所長
	日本放送協会名古屋放送局名古屋放送局長
	株式会社東愛知新聞社代表取締役
	株式会社毎日新聞社中部本社常務執行役員中部代表
	株式会社木材工業新聞社代表取締役
株式会社読売新聞東京本社執行役員中部支社長	
株式会社林経新聞社代表取締役	

※のついている区分は、「五十音順」で記載

別表2(第11条関係)

区分		構成員
幹事	幹事長	愛知県農林水産部農林基盤局長
	幹事	一般社団法人愛知県観光協会専務理事
		愛知県森林協会事務局長
		愛知県森林組合連合会代表理事専務
		一般社団法人愛知県木材組合連合会専務理事
		公益社団法人愛知県緑化推進委員会事務局長
		愛知県緑化木生産者団体協議会事務局長
		愛知県林業種苗協同組合理事長
		尾張旭市市民生活部長産業課全国植樹祭準備室長
		愛知県政策企画局秘書課長
		愛知県振興部観光局観光振興課長
		愛知県農林水産部農林政策課長
		愛知県農林水産部食育推進課長
		愛知県農林水産部園芸農産課長
		愛知県農林水産部農林基盤局林務課長
		愛知県教育委員会事務局総務課長
		愛知県警察本部警備部警備課長
愛知県県有林事務所長		